



令和5年度児童福祉月間の行事の実施について

令和5年5月18日

<問い合わせ先>

担当：こども課保育幼稚園係 山口

直通電話：0248—88—9124

報道機関各位

本市では、児童福祉月間における行事の一環として市長・教育長による児童福祉施設等の訪問を実施します。

つきましては、下記のとおり行いますので、記事の掲載及び取材くださるようお願いいたします。

記

1 市長等訪問行程表

(1) 市長

日時：令和5年5月22日(月)午前10時20分～11時40分

場所：第二保育所(10:20～10:50)、くるみの木(11:10～11:40)

(2) 教育長

日時：令和5年5月22日(月)午前10時10分～11時30分

場所：大東こども園(10:10～10:40)、すぎのこども園(11:00～11:30)

2 実施要項 別添のとおりです。ご不明の点がある場合は、上記電話番号にお問い合わせください。

——令和5年度「児童福祉月間」の実施要項——
「市長・教育長施設訪問」

1 概 要

国の児童福祉週間（5月5日～11日）に合わせ、県では例年5月を「児童福祉月間」としています。本行事の取組の一環として、市長・教育長が施設訪問をするものです。

2 目 的

本行事により、児童の健やかな成長を願うことと地域住民の児童福祉向上の理解・関心を深めることを目的としています。

3 実施内容

(1) 園児、児童への贈り物

贈り物（記念品）として、園児、児童全員で使える遊具や保育材料を市長等から贈呈します。

(2) 市長・教育長による施設訪問行程表（各2施設、計4施設）

※令和2年～4年についても児童福祉月間は実施していましたが、コロナの感染拡大防止ため市長等による施設訪問は中止していました。

(ア) 市 長

日 時 令和5年5月22日（月）午前10時20分～11時40分

場 所 第二保育所(10:20～10:50)、くるみの木(11:10～11:40)

(イ) 教育長

日 時 令和5年5月22日（月）午前10時10分～11時30分

場 所 大東こども園(10:10～10:40)、すぎのこども園(11:00～11:30)

(3) 前回（令和元年度）との変更点

コロナが2類から5類に変更して間もない時期での開催となります。令和元年度までは教育部長及び民生委員による施設訪問も実施していましたが、令和5年度についても施設訪問を中止し、市長・教育長のみの訪問として規模を縮小して行事を開催します。